

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、川西町長から次のとおり公共測量を終了したについて通知がありました。

令和八年一月二十日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 磯城郡川西町大字結崎及び大字梅戸

三 測量の終了年月日 令和七年十二月二十六日